

第 148 号 (令和 5 年 10 月 13 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

- △ 区長委任規則の一部を改正する規則【市民局地域活動推進課】 3
- △ 租税特別措置法に基づく横浜市優良住宅新築認定規則の一部を改正する規則【建築局情報相談課】 4
- △ 租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則の一部を改正する規則【建築局情報相談課】 5

【告示】

- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 7
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 9
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 10
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 11
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 24
- △ 老人福祉施設の事業変更認可【健康福祉局高齢施設課】 25
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 26
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 28
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 32
- △ 県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 34
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 35
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 43

【公告】

- △ 職員の懲戒処分【総務局人事課】 45
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 46
- △ 同【経済局商業振興課】 48
- △ 準備書意見見解書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 49
- △ 審査書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 50
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 51
- △ 同【環境創造局水・土壌環境課】 52
- △ 同【環境創造局水・土壌環境課】 53
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環境課】 54
- △ 同【環境創造局水・土壌環境課】 55

△ 廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	56
△ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】	57
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	58
△ 同 【建築局調整区域課】	59
【監査委員】	
△ 監査委員による監査の結果に基づき横浜市長等が講じた措置の内容の公表【財務監査課】	60
【その他】	
△ 区長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）【市民局地域活動推進課】	61

規 則

区 長 委 任 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 10 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 74 号

区 長 委 任 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

区 長 委 任 規 則 （ 平 成 6 年 7 月 横 浜 市 規 則 第 63 号 ） の 一 部 を 次 の よ
う に 改 正 す る 。

第 2 項 第 2 号 中 「 第 260 条 の 33 」 の 次 に 「 、 第 260 条 の 39 第 3 項
、 同 条 第 4 項 に お い て 準 用 す る 第 260 条 の 2 第 2 項 及 び 第 5 項 、 第
260 条 の 41 第 3 項 、 第 260 条 の 44 第 1 項 、 第 260 条 の 45 第 1 項 」 を
加 え る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

租税特別措置法に基づく横浜市優良住宅新築認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 75 号

租税特別措置法に基づく横浜市優良住宅新築認定規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく横浜市優良住宅新築認定規則（昭和 49 年 7 月横浜市規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 68 条の 69 第 3 項第 7 号ロ」を削る。

第 3 条第 1 項中「、第 63 条第 3 項第 6 号」を「又は第 63 条第 3 項第 6 号」に改め、「又は第 68 条の 69 第 3 項第 7 号ロ」を削る。

第 1 号様式表面、第 3 号様式及び第 4 号様式中「・第 68 条の 69 第 3 項第 7 号ロ」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の租税特別措置法に基づく横浜市優良住宅新築認定規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 76 号

租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則（昭和 49 年 7 月横浜市規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 63 条第 3 項第 7 号イ及び第 68 条の 69 第 3 項第 7 号イ」を「若しくは第 63 条第 3 項第 7 号イ又は事務処理の特例に関する条例（平成 11 年神奈川県条例第 41 号）第 3 条の規定により市長に委任された法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、第 63 条第 3 項第 5 号イ、第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ若しくは第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ」に改める。

第 2 条第 2 項第 5 号及び第 6 条第 2 項第 1 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第 1 号様式中「㊦」を削り、「第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ」を「第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ・第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ・第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ・第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ・第 63 条第 3 項第 5 号イ」に改め、「・第 68 条の 69 第 3 項第 7 号イ」を削り、同様式注中 1 を削り、2 を 1 とし、3 を 2 とする。

第 2 号様式及び第 3 号様式中「第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ」を「第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ・第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ・第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ・第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ・第 63 条第 3 項第 5 号イ」に改め、「・第 68 条の 69 第 3 項第 7 号イ」を削る。

第 4 号様式中「㊦」を削り、「第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ」を「第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ・第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ・第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ・第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ・第 63 条第 3 項第 5 号イ」に改め、「・第 68 条の 69 第 3 項第 7 号イ」を削り、同様式注 1 を削り、同様式注 2 を同様式注とす。

第 5 号様式中「第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ」を「第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ・第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ・第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ・第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ・第 63 条第 3 項第 5 号イ」に改め、「・第 68 条の 69 第 3 項第 7 号イ」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の租税特別措置

法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告示

横浜市告示第 545 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 5 年 6 月 1 日	はたなか内科・糖尿病クリニック	保土ヶ谷区岩井町 14 番地の 2
令和 5 年 7 月 25 日	古谷脳神経内科	鶴見区潮田町 2 丁目 113 番地の 1
令和 5 年 7 月 29 日	森歯科医院	鶴見区鶴見中央四丁目 16 番 3 号
令和 5 年 8 月 1 日	さくらい歯科医院 8 9	南区井土ヶ谷中町 16 1 番地の 6
同	横浜わたなべ内科・内視鏡クリニック根岸院	磯子区西町 12 番 12 号
同	高田歯科医院	港北区下田町二丁目 16 番 29 号
令和 5 年 9 月 1 日	おおやまこどもクリニック	鶴見区矢向六丁目 15 7 番 1 号
同	みらいクリニック	神奈川区松本町 1 丁目 3 番地の 18
同	go-en . デンタルクリニック横浜	西区西戸部町 2 丁目 202 番地の 1
同	ウイン薬局青葉台駅前店	青葉区青葉台二丁目 3 番地の 15
同	あざみ野だんのうえ眼科・内科	青葉区あざみ野二丁目 4 番地の 2
同	青葉台マグノリア内科・呼吸器クリニック	青葉区つつじが丘 36 番地の 10
同	日本調剤横浜センタ	都筑区川向町 1,000

	一葉局	番地の 1
同	立場ないとう内科	泉区和泉中央南一丁目 10 番 37 号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 7 月 1 日	株式会社 ケアイエス	西区浅間町 1 丁目 4 番地の 3	インクル訪問看護ステーション	西区浅間町 1 丁目 4 番地の 3
令和 5 年 8 月 1 日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地	横浜市福祉サービス協会訪問看護ステーション 神奈川	神奈川区反町 1 丁目 7 番地の 1
同	公益財団法人 積善会	小田原市 曾我岸 148 番地	訪問看護ステーション ひなた	旭区市沢町 1, 081 番地
同	株式会社 希樹	大和市 福田 2,378 番地の 26	一奈訪問看護ステーション	旭区さちが丘 99 番地の 1
同	楓の風在宅療養支援株式会社	神奈川区鶴屋町 3 丁目 32 番地の 13	在宅療養支援ステーション 楓の風横浜あさひ	旭区中尾二丁目 2 番 15 号
同	楓の風在宅療養支援株式会社	神奈川区鶴屋町 3 丁目 32 番地の 13	在宅療養支援ステーション 楓の風金沢文庫	金沢区釜利谷東二丁目 9 番 14 号
同	株式会社 A T	川崎市高津区千年新町 9 番地の 15	指定訪問看護アットリハ十日市場	緑区十日市場町 855 番地の 7
同	楓の風在宅療養支援株式会社	神奈川区鶴屋町 3 丁目 32 番地の 13	在宅療養支援ステーション 楓の風戸塚	戸塚区平戸町 678 番地の 1

横浜市告示第 546 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 6 月 1 日	大塚 悟	ぱんだ鍼灸院	青葉区奈良五丁目 1 番地の 10
同	大塚 悟	ぱんだ接骨院	青葉区奈良五丁目 1 番地の 10
令和 5 年 10 月 1 日	土屋 美紀	訪問マッサージ メディック	鶴見区鶴見一丁目 11 番 17 号
同	名嘉 宏介	同	同
同	金子 恭弘	きくな鍼灸マッ サー治療院	神奈川区西寺尾二 丁目 24 番 2 号
同	村山 凜	マーサ整骨院イ トーヨーカドー 横浜別所院	南区别所一丁目 14 番 1 号
同	梶野 隼汰	わかば鍼灸マッ サー治療院	青葉区田奈町 4 番 地の 1
同	金子 盾子	同	同
同	国井 里佳子	開設なし	栄区小菅ケ谷一丁 目 3 番 2 号
同	板倉 将人	開設なし	栄区庄戸二丁目 15 番 21 号
同	川上 裕吾	きたみ指圧治療 院	東京都世田谷区喜 多見 3 丁目 14 番 22 号

横浜市告示第 547 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 5 年 8 月 1 日	(新)医療法人社団善仁会よこはま関内じんクリニック	中区真砂町 3 丁目 33 番地
	(旧)医療法人社団善仁会横浜クリニック	
同	(新)ユニスマイル薬局金沢文庫店	金沢区釜利谷東三丁目 1 番 3 号
	(旧)文庫西口薬局	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 7 月 10 日	株式会社 N・フィールド	大阪市北区堂島浜 1 丁目 4 番 4 号	訪問看護ステーションデューン横浜	(新)中区長者町 4 丁目 10 番地の 10
				(旧)西区平沼一丁目 4 番 3 号

横浜市告示第 548 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 8 月 4 日	国井里佳子	(新)開設なし	(新)栄区小菅ケ谷一丁目 3 番 2 号
		(旧)はり・マッサージワタナベ治療室	(旧)磯子区磯子三丁目 6 番 32 号
令和 5 年 8 月 16 日	奥脇千草	(新)こぼり治療院 トータルケア横浜	(新)鶴見区鶴見中央五丁目 30 番 10 号
		(旧)訪問鍼灸マッサージ KEI R O W 磯子中央ステーション	(旧)磯子区下町 2 番 40 号
令和 5 年 8 月 21 日	武者文孝	開設なし	(新)南区大岡一丁目 38 番 12 号
			(旧)南区大岡一丁目 36 番 4 号
令和 5 年 9 月 1 日	平井雄太	(新)生麦西整骨院	(新)鶴見区岸谷一丁目 24 番 6 号
		(旧)豊岡町整骨院	(旧)鶴見区豊岡町 29 番 3 号
同	山室大	(新)あおぞら整骨院	(新)緑区台村町 292 番地
		(旧)あおぞら整骨院元町院	(旧)中区石川町 2 丁目 62 番地の 5
同	佐藤翼	(新)株式会社想い	(新)戸塚区影取町 17 番地
		(旧)まごころ鍼灸マッサージ治療院	(旧)港北区北新横浜二丁目 3 番地の 1

令和 5 年 9 月 8 日	飯塚 あい子	(新) 開設なし	(新) 港南区上大岡東 一丁目 12 番 20 号
		(旧) ころ港南は りきゅう治療院	(旧) 港南区日野八丁 目 8 番 11 号
同	江里口 慎吾	(新) 義丸治療院鍼 灸訪問マッサー ジ	戸塚区戸塚町 2, 19 9 番地の 43
		(旧) 義。治療院は りきゅうほうも んマッサージ	

横浜市告示第 549 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 5 年 7 月 8 日	有限会社正井薬局	保土ヶ谷区仏向町 25 番地の 4
令和 5 年 7 月 24 日	古谷整形外科・脳神経内科	鶴見区潮田町 2 丁目 113 番地の 1
令和 5 年 7 月 28 日	森歯科医院	鶴見区鶴見中央四丁目 24 番 9 号
令和 5 年 7 月 30 日	ニッセイ薬局	青葉区柿の木台 1 番地の 25
令和 5 年 7 月 31 日	かよ歯科医院	南区井土ヶ谷中町 16 1 番地の 67
同	横浜わたなべ内科・内視鏡クリニック根岸院	磯子区西町 12 番 12 号
同	高田歯科医院	港北区下田町二丁目 16 番 29 号
令和 5 年 9 月 30 日	有馬歯科医院	中区長者町 1 丁目 3 番地の 10

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 7 月 31 日	株式会社 楓の風	神奈川県鶴屋町 3 丁目 32 番地の 13	在宅療養支援ステーション 楓の風横浜あさひ	旭区中尾二丁目 2 番 15 号
同	株式会社 楓の風	神奈川県鶴屋町 3 丁目 32 番地の 13	在宅療養支援ステーション 楓の風金沢文庫	金沢区釜利谷東二丁目 9 番 14 号

同	株式会社 楓 の 風	神奈川県 鶴 屋 町 3 丁 目 32 番 地 の 13	在宅 療 養 支 援 ス テ ー シ ョ ン 楓 の 風 戸 塚	戸 塚 区 平 戸 町 678 番 地 の 1
令 和 5 年 9 月 1 日	ス テ ー ブ ル 株 式 会 社	戸 塚 区 前 田 町 506 番 地 の 3	あ お い 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	戸 塚 区 前 田 町 506 番 地 の 3

横浜市告示第 550 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 5 月 12 日	岡本和久	きくな鍼灸マッ サージ治療院	神奈川区西寺尾二 丁目 24 番 2 号
令和 5 年 8 月 31 日	佐々木亮太	ひだまり整骨院	青葉区青葉台二丁 目 11 番地の 1
令和 5 年 9 月 5 日	山羽学	伯邦鍼灸・マッ サージ院	神奈川区三枚町 19 8 番地の 12

横浜市告示第 551 号

生活保護法に基づく指定医療機関の再開

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を、次のとおり再開した旨の届出があった。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

再開年月日	名称	所在地
令和 5 年 10 月 1 日	医療法人裕徳会港南台病院	港南区港南台二丁目 7 番 41 号

横浜市告示第 552 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名 称	所在地
令和 5 年 3 月 31 日	川和クリニック	都筑区川和町 995 番地
令和 5 年 9 月 30 日	川島医院	旭区上白根町 891 番地

横浜市告示第 553 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 9 月 1 日	株式会社長東	港北区新横浜二丁目 15 番地の 12	イムノファーマシー北寺尾薬局	鶴見区北寺尾四丁目 12 番 2 号

2 居宅介護事業者（特定施設入居者生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 6 月 1 日	株式会社創生事業団	福岡市中央区清川 1 丁目 3 番 1 号	グッドタイムホーム・青葉田奈	青葉区田奈町 46 番地の 1

3 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 9 月 1 日	株式会社長東	港北区新横浜二丁目 15 番地の 12	イムノファーマシー北寺尾薬局	鶴見区北寺尾四丁目 12 番 2 号

4 介護予防事業者（介護予防特定施設入居者生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 6 月 1 日	株式会社創生事業団	福岡市中央区清川 1 丁目 3 番 1 号	グッドタイムホーム・青葉田奈	青葉区田奈町 46 番地の 1

横浜市告示第 554 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 3 年 8 月 19 日	福祉クラブ 生活協同組 合	港北区新羽 町 868 番地	福祉クラブ生 協訪問介護ス テーションリ ぼん	(新)金沢区釜利 谷東二丁目 10 番 5 号
				(旧)金沢区釜利 谷東二丁目 19 番 37 号
令和 5 年 7 月 31 日	株式会社日 本エルダリー ケアサー ビス	(新)東京都港 区芝 4 丁目 1 番 23 号	訪問介護かえ で旭サービ センター	旭区二俣川 1 丁目 45 番地の 60
		(旧)東京都港 区芝公園 3 丁目 4 番 30 号		
同	同	(新)東京都港 区芝 4 丁目 1 番 23 号	訪問介護かえ で金沢サービ スセンター	金沢区瀬戸 3 番 54 号
		(旧)東京都港 区芝公園 3 丁目 4 番 30 号		
同	同	(新)東京都港 区芝 4 丁目 1 番 23 号	訪問介護かえ で港北サービ スセンター	港北区大豆戸 町 34 番地
		(旧)東京都港 区芝公園 3 丁目 4 番 30 号		
同	同	(新)東京都港 区芝 4 丁目	訪問介護かえ で田奈サービ	青葉区田奈町 43 番地の 3

		1 番 23 号 (旧) 東京都港区芝公園 3 丁目 4 番 30 号	スセンター	
同	同	(新) 東京都港区芝 4 丁目 1 番 23 号 (旧) 東京都港区芝公園 3 丁目 4 番 30 号	訪問介護かえで戸塚サービスセンター	戸塚区戸塚町 142 番地
令和 5 年 8 月 1 日	株式会社横浜ケアセンター	中区大平町 95 番地	(新) 浜っ子サービス訪問介護 (旧) みなとサービス	中区松影町 2 丁目 7 番地の 3

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 8 月 1 日	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町 68 番地の 1	(新) ユニスマイル薬局金沢文庫店 (旧) 文庫西口薬局	金沢区釜利谷東三丁目 1 番 3 号

3 居宅介護事業者（通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 7 月 31 日	株式会社日本エルダリーケアサービス	(新) 東京都港区芝 4 丁目 1 番 23 号 (旧) 東京都港区芝公園 3 丁目 4 番 30 号	デイホームゆりの木鶴見	鶴見区生麦四丁目 7 番 23 号

4 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 8 月 1 日	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町 68 番地	(新) ユニスマイル薬局金沢文庫店	金沢区釜利谷東三丁目 1 番 3 号

		の 1	(旧) 文庫西口薬局
--	--	-----	------------

5 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業者の名称	介護予防・日常生活支援総合事業者の所在地
令和 3 年 8 月 19 日	福祉クラブ 生活協同組 合	港北区新羽 町 868 番地	福祉クラブ生 協訪問介護ス テーションリ ぼん	(新) 金沢区釜利 谷東二丁目 10 番 5 号
				(旧) 金沢区釜利 谷東二丁目 19 番 37 号
令和 5 年 7 月 31 日	株式会社日 本エルダリー ケアサー ビス	(新) 東京都港 区芝 4 丁目 1 番 23 号	訪問介護かえ で旭サービ スセンター	旭区二俣川 1 丁目 45 番地の 60
		(旧) 東京都港 区芝公園 3 丁目 4 番 30 号		
同	同	(新) 東京都港 区芝 4 丁目 1 番 23 号	訪問介護かえ で金沢サー ビスセンター	金沢区瀬戸 3 番 54 号
		(旧) 東京都港 区芝公園 3 丁目 4 番 30 号		
同	同	(新) 東京都港 区芝 4 丁目 1 番 23 号	訪問介護かえ で港北サー ビスセンター	港北区大豆戸 町 34 番地
		(旧) 東京都港 区芝公園 3 丁目 4 番 30 号		
同	同	(新) 東京都港 区芝 4 丁目 1 番 23 号	訪問介護かえ で田奈サー ビスセンター	青葉区田奈町 43 番地の 3
		(旧) 東京都港 区芝公園 3 丁目 4 番 30 号		

同	同	号 (新)東京都港区芝 4 丁目 1 番 23 号	訪問介護かえで戸塚サービスセンター	戸塚区戸塚町 142 番地
		(旧)東京都港区芝公園 3 丁目 4 番 30 号		
令和 5 年 8 月 1 日	株式会社横浜ケアセンター	中区大平町 95 番地	(新)浜っ子サービス訪問介護	中区松影町 2 丁目 7 番地の 3
			(旧)みなとサービス	

6 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 7 月 31 日	株式会社日本エルダリーケアサービス	(新)東京都港区芝 4 丁目 1 番 23 号	デイホームゆりの木鶴見	鶴見区生麦四丁目 7 番 23 号
		(旧)東京都港区芝公園 3 丁目 4 番 30 号		

横浜市告示第 555 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 8 月 31 日	株式会社トゥライブ	南区南太田一丁目 15 番 8 号	泉の里	中区本牧間門 3 番 8 号

2 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 8 月 31 日	株式会社トゥライブ	南区南太田一丁目 15 番 8 号	泉の里	中区本牧間門 3 番 8 号

横浜市告示第 556 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 8 月 1 日	医療法人社 団有仁会	緑区長津田 2,733 番地	島津メディカルクリニック	緑区長津田 2,733 番地

2 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 8 月 1 日	医療法人社 団有仁会	緑区長津田 2,733 番地	島津メディカルクリニック	緑区長津田 2,733 番地

横 浜 市 告 示 第 557 号

老 人 福 祉 施 設 の 事 業 変 更 認 可

老 人 福 祉 法 (昭 和 38 年 法 律 第 133 号) 第 16 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ
き、次 の と お り 老 人 福 祉 施 設 の 入 所 定 員 の 変 更 を 認 可 し た。

令 和 5 年 10 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

認 可 年 月 日	施 設 種 別	施 設 名 称	施 設 長	変 更 事 項 (定 員)	
				新	旧
令 和 5 年 10 月 1 日	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	緑 園 都 市 睦 愛 園	杉 本 哲 也	人 117	人 110

横浜市告示第 558 号

市道路線の認定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
東寺尾 第 460 号線	鶴見区東寺尾中台 1,488 番の 17 地先 同 区同 同 番の 22 地先	
本牧 第 276 号線	中区本牧原 24 番の 46 地先 同 区同 22 番の 2 地先	
六浦 第 176 号線	金沢区六浦東一丁目 156 番の 34 地先 同 区同 1 番の 8 地先	
綱島 第 381 号線	港北区綱島東一丁目 965 番の 5 地先 同 区同 210 番の 1 地先	
菊名 第 535 号線	港北区錦が丘 2,205 番の 19 地先 同 区同 同 番の 22 地先	
池辺 第 448 号線	都筑区川和町 3,007 番地先 同 区同 町 1,600 番の 2 地先	
池辺 第 449 号線	都筑区川和町 3,030 番地先 同 区同 町 1,460 番の 4 地先	
池辺 第 450 号線	都筑区川和町 3,031 番地先 同 区同 町 632 番の 2 地先	
池辺 第 451 号線	都筑区川和町 1,352 番の 2 地先 同 区同 町 3,033 番地先	
川和 第 387 号線	都筑区川和町 3,048 番地先 同 区同 町 3,041 番地先	
川和 第 388 号線	都筑区川和町 467 番の 2 地先 同 区同 町 3,047 番地先	
川和	都筑区川和町 3,037 番地先	

第 389 号線	同 区同 町 3,034 番地先
川和 第 390 号線	都筑区川和町 3,046 番地先 同 区同 町 3,119 番地先
川和 第 391 号線	都筑区川和町 557 番の 1 地先 同 区同 町 3,036 番地先
東俣野 第 223 号線	戸塚区影取町 176 番の 18 地先 同 区同 町同 番の 1 地先
名瀬 第 292 号線	戸塚区名瀬町 2,311 番の 1 地先 同 区同 町 2,322 番の 1 地先

横浜市告示第 559 号

市道路線の廃止

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
生麦 第 45 号線	鶴見区岸谷四丁目 971 番の 3 地先 同 区同 950 番の 4 地先	
浦島 第 4 号線	神奈川区白幡南町 10 番の 1 地先 同 区同 町 9 番の 2 地先	
東永谷 第 704 号線	港南区大久保二丁目 290 番の 17 地先	
野庭 第 47 号線	港南区日野中央一丁目 1,831 番の 1 地先 同 区同 1,837 番の 1 地先	
天王町 第 14 号線	保土ヶ谷区川辺町 61 番の 1 地先 同 区同 町 62 番の 2 地先	
天王町 第 15 号線	保土ヶ谷区川辺町 63 番の 2 地先 同 区同 町 68 番の 5 地先	
中山 第 294 号線	旭区上白根町 1,354 番の 28 地先 同 区同 町 1,306 番の 14 地先	
四季美台 第 273 号線	旭区二俣川 1 丁目 38 番の 1 地先 同 区同 39 番の 10 地先	
四季美台 第 274 号線	旭区二俣川 1 丁目 39 番の 1 地先 同 区同 41 番の 1 地先	
川島町 第 35 号線	旭区西川島町 122 番の 11 地先 同 区同 町 118 番の 13 地先	
平潟 第 149 号線	金沢区六浦二丁目 3,812 番地先 同 区同 3,813 番地先	
平潟	金沢区六浦二丁目 3,842 番地先	

第 225 号線	同 区同 3,844 番地先
平潟 第 226 号線	金沢区六浦二丁目 3,821 番の 1 地先 同 区同 3,842 番地先
平潟 第 360 号線	金沢区六浦東一丁目 1 番の 9 地内 同 区同 同番の 12 地先
綱島 第 154 号線	港北区綱島東一丁目 1,273 番地先 同 区同 1,272 番の 2 地先
綱島 第 156 号線	港北区綱島東一丁目 1,273 番地先 同 区同 1,160 番地先
綱島 第 173 号線	港北区綱島東一丁目 1,319 番の 4 地先 同 区同 同 番の 2 地先
綱島 第 174 号線	港北区綱島東一丁目 1,319 番の 4 地先 同 区同 1,320 番地先
綱島 第 177 号線	港北区綱島東六丁目 1,818 番の 4 地先 同 区同 1,875 番の 3 地先
綱島 第 178 号線	港北区綱島東六丁目 1,875 番の 3 地先 同 区同 1,866 番地先
綱島 第 219 号線	港北区樽町三丁目 1,801 番の 1 地先 同 区同 1,796 番の 1 地先
綱島 第 220 号線	港北区樽町三丁目 1,795 番の 2 地先 同 区同 1,794 番の 3 地先
綱島 第 236 号線	港北区樽町三丁目 1,843 番の 1 地先 同 区同 1,842 番の 1 地先
菊名 第 118 号線	港北区錦が丘 2,205 番の 6 地内 同 区同 2,179 番の 1 地先
恩田 第 318 号線	青葉区恩田町 2,227 番の 10 地先 同 区同 町 2,226 番の 1 地先
池辺 第 28 号線	都筑区川和町 1,600 番の 2 地先 同 区同 町 3,103 番地内
池辺 第 296 号線	都筑区川和町 3,100 番地内 同 区同 町 3,101 番地内

池辺 第 297 号線	都筑区川和町 1,459 番地先 同 区同 町 3,103 番地内
池辺 第 304 号線	都筑区川和町 3,100 番地内 同 区同 町 1,285 番の 2 地先
池辺 第 361 号線	都筑区川和町 1,458 番地先 同 区同 町 3,104 番地内
池辺 第 363 号線	都筑区川和町 3,104 番地内 同 区同 町 1,400 番の10地先
池辺 第 364 号線	都筑区川和町 3,114 番地内
北八朔南部 第61号線	都筑区川和町 3,114 番地内 同 区同 町 3,108 番地内
川和 第 2 号線	都筑区川和町 3,114 番地内 同 区同 町 3,112 番地内
川和 第 3 号線	都筑区川和町 3,114 番地内 同 区同 町 632 番の 2 地先
川和 第 4 号線	都筑区川和町 3,117 番地内 同 区同 町 3,114 番地内
川和 第 5 号線	都筑区川和町 557 番の 1 地先 同 区同 町 3,113 番地内
川和 第 6 号線	都筑区川和町 3,052 番地内 同 区同 町 3,114 番地内
川和 第65号線	都筑区川和町 3,118 番地内 同 区同 町 3,114 番地内
川和 第67号線	都筑区川和町 368 番地先 同 区同 町 3,114 番地内
川和 第 386 号線	都筑区川和町 458 番の 3 地先 同 区同 町 3,117 番地内
矢部 第 182 号線	戸塚区上矢部町 3,134 番の 2 地先 同 区同 町 3,133 番の 1 地先
汲沢	戸塚区戸塚町 3,154 番の 1 地先

第 529 号線	同 区同 町同 番の 10 地先
希望が丘 第 289 号線	戸塚区名瀬町 2,311 番の 16 地先 同 区同 町 2,322 番の 1 地先
上矢部 第 98 号線	泉区岡津町 2,464 番の 5 地先 同区同 町 2,462 番の 5 地先
上矢部 第 100 号線	泉区岡津町 2,395 番の 4 地先 同区同 町 2,461 番の 3 地先
新橋 第 483 号線	瀬谷区阿久和南三丁目 16 番の 54 地先 同 区同 同番の 41 地先

横浜市告示第 560 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和 5 年 10 月 13 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
東寺尾 第 460 号線	鶴見区東寺尾中台 1,488 番の 17 地先から 同 区同 同 番の 22 地先まで	3.40 ないし 4.02	51.57
本牧 第 276 号線	中区本牧原 24 番の 46 地先から 同 区同 22 番の 2 地先まで	4.50	37.51
六浦 第 176 号線	金沢区六浦東一丁目 156 番の 34 地先から 同 区同 1 番の 8 地先まで	6.49 ないし 9.55	311.81
綱島 第 381 号線	港北区綱島東一丁目 965 番の 5 地先から 同 区同 210 番の 1 地先まで	5.40 ないし 5.48	62.21
菊名 第 535 号線	港北区錦が丘 2,205 番の 19 地先から 同 区同 同 番の 22 地先まで	5.46 ないし 5.47	19.22
池辺 第 448 号線	都筑区川和町 3,007 番地先から 同 区同 町 1,600 番の 2 地先まで	6.00	127.16
池辺 第 449 号線	都筑区川和町 3,030 番地先から 同 区同 町 1,460 番の 4 地先まで	6.00	251.91
池辺 第 450 号線	都筑区川和町 3,031 番地先から 同 区同 町 632 番の 2 地先まで	9.11 ないし 13.61	507.98
池辺 第 451 号線	都筑区川和町 1,352 番の 2 地先から 同 区同 町 3,033 番地先まで	8.13 ないし 8.93	33.49

川和 第 387 号線	都筑区川和町 3,048 番地先から 同 区同 町 3,041 番地先まで	6.00	36.15
川和 第 388 号線	都筑区川和町 467 番の 2 地先から 同 区同 町 3,047 番地先まで	6.01 ないし 6.02	46.60
川和 第 389 号線	都筑区川和町 3,037 番地先から 同 区同 町 3,034 番地先まで	6.00 ないし 6.01	100.45
川和 第 390 号線	都筑区川和町 3,046 番地先から 同 区同 町 3,119 番地先まで	6.00 ないし 6.06	390.29
川和 第 391 号線	都筑区川和町 557 番の 1 地先から 同 区同 町 3,036 番地先まで	6.00 ないし 6.07	107.28
東俣野 第 223 号線	戸塚区影取町 176 番の 18 地先から 同 区同 町同 番の 1 地先まで	1.83 ないし 3.68	28.36
名瀬 第 292 号線	戸塚区名瀬町 2,311 番の 1 地先から 同 区同 町 2,322 番の 1 地先まで	12.00 ないし 15.34	182.45

横浜市告示第 561 号

県道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和 5 年 10 月 13 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
横浜上麻生	旧	都筑区川和町 1,230 番の 5 地先から 同 区同 町 1,460 番の 4 地先まで	8.74 ないし 30.26 m	231.51 m
	新	同	8.74 ないし 17.40	同

横浜市告示第 562 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和 5 年 10 月 13 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
師岡 第 259 号線	旧	鶴見区上の宮二丁目 369 番の 43 地先から 港北区師岡町 245 番の 9 地先まで	m 2.81 ないし 3.81	m 21.55
	新	同	5.51 ないし 5.52	同
下末吉 第 290 号線	旧	鶴見区北寺尾一丁目 111 番の 1 地先から 同 区同 1,415 番の 4 地先まで	4.00 ないし 4.02	22.01
	新	同	5.26	同
生麦 第 110 号線	旧	鶴見区生麦三丁目 384 番の 7 地先から 同 区同 385 番の 12 地先まで	2.26 ないし 4.04	22.11
	新	同	4.55 ないし 4.59	同
篠原 第 485 号線	旧	神奈川区神大寺二丁目 624 番の 1 地先から 同 区神大寺一丁目 610 番の 12 地先まで	2.79 ないし 6.69	86.07
	新	同	6.00 ないし 8.04	同

六角橋 第 2 号線	旧	神奈川区神大寺二丁目 722 番地先から 同 区同 627 番の 1 地先まで	2.76	1.14
	新	同	2.76 ないし 3.64	同
六角橋 第 4 号線	旧	神奈川区神大寺二丁目 721 番地先から 同 区同 635 番の 1 地先まで	2.72 ないし 3.96	93.58
	新	同	3.62 ないし 4.23	同
井土ヶ谷 第 231 号線	旧	南区六ツ川一丁目 140 番の 11 地先から 同 区同 102 番の 4 地先まで	2.17 ないし 4.67	64.55
	新	同	3.18 ないし 5.68	同
井土ヶ谷 第 322 号線	旧	南区六ツ川一丁目 190 番の 1 地先から 同 区同 102 番の 4 地先まで	4.08 ないし 4.35	24.34
	新	同	5.33 ないし 5.55	同
下野庭 第 600 号線	旧	港南区日野五丁目 1,528 番の 34 地先から 同 区同 1,522 番の 6 地先まで	4.55 ないし 4.65	24.08
	新	同	5.71 ないし 6.61	同
野庭 第 384 号線	旧	港南区日野中央三丁目 2,279 番の 1 地先から 同 区同 2,293 番の 96 地先まで	4.59 ないし 4.96	56.63
	新	同	5.39 ないし 5.46	同
野庭	旧	港南区日野中央三丁目 2,279 番の 1 地先から 同 区同 2,224 番の 80 地先まで	7.48	10.76

第 386 号線	新	同	同	同
野庭 第 390 号線	旧	港南区日野中央三丁目 2,279 番の 1 地先から 同 区同 2,293 番の 102 地先まで	6.75 ないし 6.77	9.10
	新	同	7.25 ないし 7.27	同
上菅田 第 196 号線	旧	保土ヶ谷区新井町 518 番の 2 地先から 同 区同 町 500 番の 58 地先まで	1.90 ないし 1.93	22.55
	新	同	4.00 ないし 4.01	同
今井 第 195 号線	旧	保土ヶ谷区今井町 848 番の 3 地先から 同 区同 町 877 番の 18 地先まで	2.05 ないし 2.10	13.45
	新	同	3.28 ないし 3.30	同
中山 第 288 号線	旧	旭区上白根町 1,354 番の 38 地先から 同区同 町 1,306 番の 28 地先まで	4.60 ないし 5.35	81.04
	新	同	4.60 ないし 14.30	同
下川井 第 34 号線	旧	旭区今宿南町 25 番地先から 同区同 町 41 番の 6 地先まで	2.68 ないし 3.18	43.58
	新	同	3.59 ないし 3.81	41.79
今宿 第 78 号線	旧	旭区今宿南町 44 番の 1 地先から 同区同 町 3,011 番の 32 地先まで	2.80 ないし 3.05	37.20
	新	同	3.14 ないし 4.85	同

四季美台 第 406 号線	旧	旭区南本宿町 21 番の 1 地先から 同区本宿町 54 番の 65 地先まで	10.85 ないし 12.33	42.13
	新	同	12.27 ないし 14.22	同
谷津 第 84 号線	旧	金沢区西柴三丁目 243 番の 16 地先	6.54	4.46
	新	同	同	同
平潟 第 82 号線	旧	金沢区平潟町 203 番の 2 地先から 同 区同 町 202 番の 1 地先まで	1.79 ないし 2.94	21.46
	新	同	3.24 ないし 4.35	同
下田 第 276 号線	旧	港北区日吉本町六丁目 2,494 番の 3 地先から 同 区同 2,483 番の 10 地先まで	4.38 ないし 4.52	21.61
	新	同	4.51 ないし 4.52	同
高田 第 407 号線	旧	港北区新吉田東二丁目 1,139 番の 1 地先から 同 区同 1,125 番の 30 地先まで	4.54	28.65
	新	同	5.55	同
箕輪 第 195 号線	旧	港北区日吉五丁目 1,422 番の 6 地先から 同 区同 1,412 番の 1 地先まで	3.01	18.19
	新	同	3.75 ないし 3.76	同
綱島	旧	港北区綱島東一丁目 1,272 番の 1 地先から 同 区同 1,254 番地先まで	6.76 ないし 6.81	38.69

第 86 号線	新	同	10.67 ないし 30.26	同
川向 第 39 号線	旧	港北区新羽町 2,812 番の 3 地先から 同 区同 町 1,368 番の 3 地先まで	4.94 ないし 6.10	142.37
	新	同	7.29 ないし 8.62	同
菊名 第 302 号線	旧	港北区富士塚一丁目 2,018 番の 1 地先から 同 区同 2,021 番の 6 地先まで	2.78 ないし 2.80	24.32
	新	同	4.51	同
奈良西部 第 32 号線	旧	青葉区奈良町 2,569 番の 6 地先から 同 区同 町 2,320 番地先まで	4.56 ないし 7.18	32.65
	新	同	5.38 ないし 7.99	同
恩田 第 248 号線	旧	青葉区恩田町 2,223 番の 5 地先から 同 区同 町 2,227 番の 8 地先まで	2.06 ないし 2.07	15.16
	新	同	4.50 ないし 4.51	同
恩田 第 319 号線	旧	青葉区恩田町 2,227 番の 5 地先から 同 区同 町 2,218 番の 13 地先まで	4.51 ないし 4.52	8.96
	新	同	同	同
荏田北部 第 392 号線	旧	都筑区荏田南町 4,202 番の 1 地先から 同 区同 町 4,205 番の 1 地先まで	3.16 ないし 3.17	32.33
	新	同	4.50	同

北八朔北部 第 395 号線	旧	都筑区川和町 1,362 番の 1 地先から 同 区同 町 3,101 番地内まで	17.68 ないし 22.73	52.65
	新	都筑区川和町 1,362 番の 1 地先から 同 区同 町 3,030 番地先まで	17.71 ないし 23.50	47.33
茅ヶ崎 第 235 号線	旧	都筑区東方町 779 番の 5 地先から 同 区同 町 1,294 番の 1 地先まで	11.05 ないし 14.24	41.83
	新	同	10.94 ないし 14.91	45.85
新羽 第 4 号線	旧	都筑区新栄町 20 番の 32 地先から 同 区勝田町 282 番の 46 地先まで	3.66 ないし 4.36	39.43
	新	同	4.50	同
北八朔南部 第 61 号線	旧	都筑区川和町 3,038 番地先から 同 区同 町 1,352 番の 6 地先まで	10.59	2.42
	新	同	同	同
北八朔南部 第 333 号線	旧	都筑区川和町 1,357 番の 1 地先から 同 区同 町 3,000 番地先まで	23.00 ないし 47.50	325.56
	新	同	23.00 ないし 48.53	339.03
川和 第 3 号線	旧	都筑区川和町 278 番の 1 地先から 同 区同 町 652 番の 1 地先まで	3.02 ないし 3.04	54.19
	新	同	9.00	同
川和	旧	都筑区川和町 303 番の 2 地先から 同 区同 町 284 番の 1 地先まで	3.97 ないし 4.07	8.88

第 126 号線	新	同	4.24 ないし 4.31	同
東方町 第 280 号線	旧	都筑区東方町 162 番の 1 地先から 同 区川向町 821 番の 5 地先まで	7.31 ないし 8.27	138.51
	新	同	9.18 ないし 10.48	同
東方町 第 349 号線	旧	都筑区川向町 2,002 番の 1 地先から 同 区同 町 919 番の 1 地先まで	7.26 ないし 8.17	319.85
	新	同	9.75 ないし 10.58	同
中山北山田 線	旧	都筑区川和町 3,000 番地先から 同 区同 町 1,236 番の 10 地先まで	23.00 ないし 23.22	152.59
	新	同	23.00 ないし 23.93	同
中田 第 599 号線	旧	戸塚区汲沢八丁目 2,168 番の 1 地先から 同 区汲沢三丁目 1,722 番の 1 地先まで	7.14 ないし 11.54	20.52
	新	同	7.97 ないし 12.96	同
矢部 第 146 号線	旧	戸塚区柏尾町 1,208 番の 18 地先から 同 区同 町 1,203 番の 1 地先まで	5.61 ないし 5.67	30.72
	新	同	6.00	同
矢部 第 179 号線	旧	戸塚区上矢部町 3,151 番地先から 同 区同 町 3,134 番の 2 地先まで	1.81 ないし 2.82	34.57
	新	同	1.83 ないし 2.92	同

汲沢 第 559 号線	旧	戸塚区戸塚町 3,154 番の 1 地先から 同 区同 町 3,351 番の 1 地先まで	9.76 ないし 22.90	23.01
	新	同	10.30 ないし 22.90	同
和泉町 第 33 号線	旧	泉区和泉中央南四丁目 3,643 番の 1 地先から 同区同 3,671 番の 1 地先まで	3.53 ないし 3.54	4.27
	新	同	4.02 ないし 4.04	同
和泉町 第 87 号線	旧	泉区和泉中央南四丁目 3,671 番の 1 地先から 同区同 3,688 番地先まで	2.58 ないし 2.78	47.87
	新	同	4.62	同
中田さちが 丘線	旧	泉区岡津町 146 番の 1 地先から 同区同 町 2,464 番の 6 地先まで	22.00	261.47
	新	同	同	同
下瀬谷 第 419 号線	旧	瀬谷区阿久和西四丁目 19 番の 5 地先から 同 区同 18 番の 35 地先まで	2.70 ないし 2.76	30.19
	新	同	4.50	同

横浜市告示第 563 号

市道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和 5 年 10 月 13 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
柏尾 第 592 号線	旧	港南区大久保二丁目 293 番の 1 地先から 同 区同 297 番の 1 地先まで	8.02 ないし 10.28	7.31
	新	同	7.87 ないし 7.99	同
五貫目 第 33 号線	旧	旭区上川井町 3,485 番地先から 同 区同 町 2,163 番の 5 地先まで	33.01 ないし 44.50	34.10
	新	同	44.50 ないし 55.10	同
小机 第 340 号線	旧	港北区鳥山町 481 番の 1 地先から 同 区同 町 523 番の 3 地先まで	6.64 ないし 6.71	42.41
	新	同	同	同
茅ヶ崎 第 327 号線	旧	都筑区東方町 1,302 番の 1 地先から 同 区同 町 1,294 番の 3 地先まで	3.88	12.56
	新	同	同	9.97

原宿 第 43 号線	旧	戸塚区小雀町 1,810 番の 2 地先から 同 区同 町 1,805 番の 2 地内まで	4.14 ないし 7.44	91.20
	新	同	6.68 ないし 7.44	同
和泉町 第 322 号線	旧	泉区和泉町 1,031 番の 2 地先から 同区同 町 1,029 番の 5 地先まで	2.10 ないし 2.60	51.66
	新	同	2.10 ないし 16.30	同
和泉町 第 449 号線	旧	泉区和泉町 1,221 番の 5 地先から 同区同 町 1,237 番の 4 地先まで	9.00 ないし 10.00	20.00
	新	同	9.00 ないし 23.00	同

公 告

横 浜 市 公 告 第 598 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 (昭 和 25 年 法 律 第 261 号) 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び
第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 9 月 27 日 懲 戒 処 分 に 付 し た
。

令 和 5 年 10 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
道 路 局	技 術 職 員	石 川 昌 紀	減 給 10 分 の 1 4 箇 月

横浜市公告第 599 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェイクロード横浜鶴見
鶴見区東寺尾五丁目 2 番 31 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 大山 一也
東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 鶴見区東寺尾プロジェクト 鶴見区東寺尾五丁目 822 番の 1 ほか	ウェイクロード横浜鶴見 鶴見区東寺尾五丁目 2 番 31 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定	株式会社ノジマ 代表取締役 野島 廣司 相模原市中央区横山 1 丁目 1 番 1 号 ほか 1 者

(4) 変更の年月日

令和 2 年 5 月 28 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者決定のためほか

2 届出年月日

令和 5 年 9 月 20 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地 の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 600 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜ショッピングデパート
西区南幸二丁目 15 番 13 号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ
代表取締役 左藤 誠
西区南幸二丁目 1 番 22 号

- (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 森村 幹夫 西区南幸二丁目 1 番 22 号	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 左藤 誠 西区南幸二丁目 1 番 22 号

- (4) 変更の年月日

令和 5 年 6 月 30 日

- (5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 9 月 20 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 601 号

準備書意見見解書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号。以下「条例」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、（仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業に係る準備書意見見解書の提出があったので、同条第 2 項の規定に基づき、当該準備書意見見解書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

条例第 26 条第 1 項の対象市民等は、条例第 30 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市環境影響評価審査会に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
関内駅前港町地区市街地再開発準備組合
理事長 田 原 仁
中区港町 2 丁目 9 番地
- 2 対象事業の名称
（仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業
- 3 対象事業が実施されるべき区域
中区尾上町 2 丁目、尾上町 3 丁目、真砂町 2 丁目、真砂町 3 丁目、港町 2 丁目及び港町 3 丁目の各一部
- 4 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課
中区日本大通 35 番地
横浜市中区役所総務部区政推進課
西区中央一丁目 5 番 10 号
横浜市西区役所総務部区政推進課
南区浦舟町 2 丁目 33 番地
横浜市南区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
令和 5 年 10 月 13 日から令和 5 年 10 月 27 日まで

横浜市公告第 602 号

審査書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業に係る審査書を作成したので、同条第 2 項の規定に基づき、当該審査書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
横浜市

横浜市長 山中竹春

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

- 2 対象事業の名称
（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業

- 3 対象事業が実施されるべき区域
瀬谷区瀬谷町及び旭区上川井町

- 4 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課
旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
横浜市旭区役所総務部区政推進課
瀬谷区二ツ橋町 190 番地
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

- 5 縦覧期間
令和 5 年 10 月 13 日から令和 5 年 11 月 13 日まで

横 浜 市 公 告 第 603 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 (平 成 14 年 法 律 第 53 号) 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る。

令 和 5 年 10 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 安 善 町 1 丁 目 3 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物、 鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 604 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
神奈川区栗田谷 21 番の 6、21 番の 8、21 番の 21 及び 22 番の 2 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

横 浜 市 公 告 第 605 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 10 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
戸 塚 区 前 田 町 字 阿 ら す 100 番 の 2 及 び 字 そ う じ 前 140 番 の 1 の
各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 606 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 5 年 3 月横浜市公告第 159 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
神奈川県守屋町四丁目 18 番の 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ベンゼン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の試料採取等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第 607 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（平成 31 年 1 月横浜市公告第 21 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
西区みなとみらい五丁目 1 番の 4、1 番の 5、1 番の 13 及び 1 番の 14 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

横浜市公告第 608 号

廃物の認定

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 31 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、次の放置自動車及び沈船等は、この公告を行った日から起算して 10 日を経過したときは、廃物として認定する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 放置自動車

放置場所	車名
神奈川区羽沢南三丁目	ダイハツ ミラジーノ
都筑区早淵二丁目	ダイハツ ミラ
鶴見区大黒ふ頭	B M W ミニ O N E
中区大和町 2 丁目	B M W K 100 R S

2 沈船等

放置場所	船名
神奈川区千若町 2 丁目	不明

横浜市公告第 609 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定
 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

認定年月日	認定番号	一団地	申請者
令和 5 年 10 月 3 日	第 1087 号	磯子区洋光台二丁目 3 番の 3、3 番の 4	SOMPO ケア株式会社 代表取締役 鷺見 隆 充

横 浜 市 公 告 第 610 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 10 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 11 月 16 日 第 2022 開 810 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 43 番 地 の 10
綿 貫 禮 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 西 川 島 町 60 番 の 4 、 60 番 の 35 及 び 60 番 の 36

横 浜 市 公 告 第 611 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 10 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 5 月 24 日 第 2023 開 1302 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 1,201 番 地
河 原 秀 治
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 矢 部 町 2,063 番 の 1 の 一 部 、 2,063 番 の 4 、 2,070 番 の
1 の 一 部 、 2,070 番 の 3 の 一 部 及 び 2,070 番 の 4 の 一 部

監 査 委 員

横浜市監査委員公表第 10 号

監査委員による監査の結果に基づき横浜市長等が講じた
措置の内容の公表

監査委員による監査の結果に基づき講じた措置について、横浜市
長、横浜市教育委員会、横浜市選挙管理委員会及び議会局から通知
があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項
の規定により、別冊のとおり措置の内容を公表する。

令和 5 年 10 月 13 日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	梶	村		充
同	大	山	しょうじ	

その他

市地活第 192 号
令和 5 年 10 月 13 日

区長各位

副市長

区長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（依命通達）

区長委任事務に関する決裁準則の制定について（昭和 49 年 9 月 26 日総区第 107 号助役依命通達）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

別表第 2 総務部の項地域振興課の部中

「

地縁による団体の認可等に関すること。	(5) 法第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の認可等に関すること。	(1) 法第 260 条の 3 第 2 項に規定する認可を受けた地縁による団体の規約の変更認可に関すること（法第 260 条の 2 第 3 項第 1 号から第 4 号までに規定する事項に関するものを除く。）。	(3) 法第 260 条の 2 第 12 項に規定する証明書の交付に関すること。	(1) 「法第 260 条の 2」とは、地方自治法第 260 条の 2 をいうものである。
	(6) 地縁による団体の認可の取消しに関すること。	(2) 特に重要な裁判所等からの嘱託書に関すること。	(4) 地縁による団体等に係る申請等に関すること。	(2) 区長決裁事項のうち、「地縁による団体の認可の取消し」には、規約の変更認可の取消しを含むものである。
	(7) 法第 260 条の 3 第 2 項に規定する認可を受けた地縁による団体の規約の変更認可のうち、法第 260 条の 2 第 3 項第 1 号から第 4 号までに規定する事項に関すること。			(3) 部長専決事項のうち、「特に重要な裁判所等からの嘱託書の回答等」とは、非公開書類関係の回答

<p>すること。 (8) 法第 260 条の 2 第 10 項の規定による告示に 関すること。</p>		<p>等をいうものである。 (4) 課長専決事項のうち、「申請等」とは、証明書交付申請書及び閲覧の申請の受理、局等受への報告等をいうものである。</p>
---	--	--

を「

<p>地縁による団体の認可等に関すること。</p>	<p>(5) 法第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の認可等及び法第 260 条の 39 第 3 項に規定する合併の認可等に関すること。</p>	<p>(1) 法第 260 条の 3 第 2 項に規定する認可を受けた地縁による団体の規約の変更認可に関すること（法第 260 条の 2 第 3 項第 1 号から第 4 号までの規定する事項に関するものを除く。）。</p>	<p>(3) 法第 260 条の 2 第 12 項に規定する証明書の交付に関すること。 (4) 地縁による団体等に係る申請等に関すること。</p>	<p>(1) 「法第 260 条の 2」とは、地方自治法第 260 条の 2 をいうものである。 (2) 区長決裁事項のうち、「地縁による団体の認可の取消し」には、規約の変更認可の取消しを含むものである。 (3) 部長専決事項のうち、「特に重要な裁判所等からの嘱託書の回答等」とは、</p>
	<p>(6) 地縁による団体の認可の取消し及び法第 260 条の 45 第 1 項に規定する合併の認可に関すること。 (7) 法第 260 条の 3 第 2</p>	<p>(2) 特に重要な裁判所等からの嘱託書の回答に関すること。</p>		

<p>項に規定する認可を受け、けた地縁による団体の規約の変更認可のうち、法第 260 条の 2 第 3 項第 1 号から第 4 号までの規定に関すること。</p> <p>(8) 法第 260 条の 2 第 10 項及び法第 260 条の 44 第 1 項の規定による告示に関すること。</p>		<p>非公開書類関係の回答等をいうものである。</p> <p>(4) 課長専決事項のうち、「申請等」とは、証明書交付申請書及び閲覧の申請の受理、局等への報告等をいうものである。</p>
--	--	--

に改める。